

総社市民間保育所設置運営事業者
募集要項

平成28年3月

総社市教育委員会

目 次

1 募集事業者	3
2 募集する保育所	3
3 応募資格及び条件	3
4 応募方法等	6
5 提案内容の記載方法	8
6 選考及び決定	9
7 その他留意事項	9
8 全体スケジュール	10

<様式>

・ 様式1 総社市民間保育所設置運営事業者公募申込書	11
・ 様式2 法人等概要書	12
・ 様式3 誓約書	13
・ 様式4 施設整備計画書	15
・ 様式5 資金計画書	16
・ 様式6-1, 6-2 提案内容に係る記述	17

<別紙>

・ 別紙1 提出書類一覧	19
・ 別紙2 民間保育所設立公募に係る質問書	20

<参考>

・ 参考1 保育所運営に係る関係法令等一覧	21
-----------------------	----

総社市民間保育所設置運営事業者募集要項

総社市では、増加する保育ニーズに対応し、保育所待機児童の解消を図るため、認可保育所の設置及び運営を行う事業者を、次のとおり募集します。

なお、本事業が国の補助事業の対象とならなかった時や、本市の事業予算（平成28年度分）が確保できない時には、補助事業の対象とはなりませんので、この点をご了承の上、ご提出ください。

1 募集事業者

総社市において、土地の取得及び施設の建設に要する資金を事業者の自己資金にて整備し、保育所運営を行おうとする事業者

2 募集する保育所

- (1) 保育所の規模 定員90人以上
- (2) 施設数 新設認可保育所1箇所
- (3) 開所の時期等 平成29年3月末までに建築工事着手、
平成29年4月1日から平成30年4月1日までに開所

3 応募資格及び条件

区 分	内 容
応募資格等	<p>応募者は、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等保育所を設置し、安定的に運営することが可能な法人で、総社市内に事務所又は事業所を有する事業者であって、以下の要件に該当することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の教育・保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。 2 総社市の確認、県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置すること。 3 平成29年3月末までに建築工事に着手し、平成29年4月1日から平成30年4月1日までに開所できる事業者であること。 4 事業を遂行できる十分な資力、知識、技術能力等を有し、継続的に安定した保育所運営が行えること。 5 資金計画及び事業計画が確実であり、事業者が保育所の建設及び施設整備に要する資金の全てを負担できること。 6 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実施指導等において、重大な文書指摘（社会福祉施設監査の文書指示等）を受けていないこと。 7 事業者が国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。 8 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。 9 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。 10 既設の社会福祉法人については、次に掲げる要件全てに該当していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去の運営実績が良好であり、かつ、財務内容が適正であること（過去3年間の収支状況が黒字であること。）。 (2) 保育所の設置及び運営に当たり、十分な資力を有していること。 (3) 経営者（経営を担当する当該法人の役員）が社会的信望を有すること。

応募資格等 (続き)	応募者	<p>1 1 既設の社会福祉法人以外の場合（新たに社会福祉法人を設置する者を除く。）は、次に掲げる要件の全てに該当していること。</p> <p>(1) 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。</p> <p>(2) 次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。</p> <p>ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、幼稚園及び認定こども園）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。</p> <p>イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。</p> <p>ウ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p> <p>(3) 経営者が社会的信望を有すること。</p> <p>(4) 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。</p> <p>(5) 事業を営み、又は運営している場合において、その財務内容が適正であること（過去3年間の収支状況が黒字であること。）。</p> <p>1 2 新たに社会福祉法人を設立する場合、次に掲げる要件に全て該当すること。</p> <p>(1) 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）をはじめとする関係法令等を遵守して事業を実施するものであること。</p> <p>(2) 上記1.1の(1)から(4)までに掲げる要件の全てに該当していること。</p> <p>(3) 新たに設立する社会福祉法人の代表予定者が、既設の社会福祉法人の代表者でないこと。</p>
	用地等	<p>1 保育所の用地は、事業者が所有若しくは取得見込みであり、抵当権等の権利が設定されていないこと。借地の場合、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号）」の各規定に合致すること。</p> <p>2 保育所の設置場所は、地域的な保育需要を考慮するとともに、現存する保育所との平衡を勘案して選定を行うこと。</p> <p>3 保育所設置及び運営に関して、近隣住民の了承が得られる用地であること。</p> <p>4 用地には保護者の送迎用駐車場、駐輪場を確保すること。</p> <p>5 認可を受けた土地、建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。</p> <p>6 認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、事業者の負担とすること。</p>
施設整備条件	保育所の規模	定員90人以上
	施設数等	新設認可保育所1箇所
	建物の構造等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき、応募者において施設整備計画書等を作成すること。
	整備年度	平成29年3月末までには工事着手すること。

施設整備条件	施設整備に係る補助	<p>1 保育所整備に対しては、総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱（平成17年3月22日告示第11号）に基づき、市が補助金を交付する。</p> <p>※注：交付対象者は、社会福祉法人（新たに社会福祉法人を設立して整備する場合も含む。）、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人に限る。</p> <p>2 整備資金融資を受けた者に対しては、総社市私立保育所整備資金に対する利子補給金交付要綱（平成17年3月22日告示第12号）に基づき、申請に対して市の補助金を受けることができる。</p>
	運営開始時期	平成29年4月1日から平成30年4月1日までの間
運営条件	運営全般	<p>1 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）」「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付児発第295号）」及びその他関係法令に適合すること。</p> <p>2 事業者自らが保育所を運営すること。</p> <p>3 児童の就学前教育について総社市教育委員会と連携し、積極的に取り組むこと。</p> <p>4 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。</p> <p>5 保育所職員で組織された、総社市保育協議会への加盟を図り、当協議会と協調して、保育資質の向上を図ること。</p>
	職員配置	<p>1 保育に当たる職員は、保育士資格を有する者であること。</p> <p>2 保育所運営に当たっては、施設長、主任保育士、保育士、管理栄養士を配置すること。</p> <p>3 施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、園の運営について迅速かつ的確な判断ができる者であって、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号）」の保育所所長設置加算の基準に該当すること。</p> <p>4 施設長は、保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、開所後3年間は施設長を変更しないこと。やむを得ず変更する必要がある場合は、予め教育委員会の同意を得ること。</p> <p>5 主任保育士は、実務経験がある専従職員とし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号）」の主任保育士専任加算の基準に該当すること。</p> <p>6 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すること。</p>
	保育事業	<p>1 保育内容については、「保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）」を基本とし、保育計画・指導計画を作成のうえ、その計画に沿って実施すること。</p> <p>2 乳児保育及び、11時間開所後1時間以上の延長保育を実施すること。</p> <p>3 保育内容の向上に努めるとともに、第三者評価に積極的に取り組むこと。</p> <p>4 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育所運営に反映させること。</p> <p>5 給食については、管理栄養士資格を有する者を配置し、管理栄養士が作成する献立に基づき実施すること。</p> <p>6 教育委員会が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力する</p>

運営条件	保育事業	<p>こと。</p> <p>7 各種研修に積極的に参加するほか、独自の職員研修を行うなど、職員の資質向上に取り組むこと。</p> <p>8 市の子育て支援施策及び教育委員会の教育・保育施策を理解し積極的に協力するとともに、関係法令等を遵守すること。</p> <p>9 特別な配慮や支援を必要とする児童に対応するため、障がい児保育に携わる担当保育士を加配し、積極的に障がい児保育に努めること。</p>
	開所時間及び休所日	<p>開所時間及び休所日は次のとおりとする。</p> <p>1 開所時間（通常保育） 月曜日～土曜日 午前7時から午後6時まで</p> <p>2 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）</p>
	施設型給付費等	<p>1 施設型給付費については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条第1項の規定に基づく「子どものための教育・保育給付費国庫負担金」の基準に基づき、教育委員会が交付する。</p> <p>2 通常保育（乳児保育、延長保育を含む）以外の事業（サービス）の実施に対しては、認可施設としての実施の妥当性を確認するため、また事業内容によっては「総社市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図るため、教育委員会と協議を要する。</p>
	その他	<p>1 保護者会の設置を妨げないこと。</p> <p>2 保護者へ費用負担を求める場合は、教育委員会と協議のうえ承認を得るとともに保護者の理解を得ること。</p> <p>3 保護者負担について</p> <p>（1）施設使用料的な負担金は、徴収しないこと。（上乗せ徴収は認めません）</p> <p>（2）保護者会（父母の会）の会費の額は、保護者に委ねること。</p> <p>4 事業者は、総社市環境基本条例に基づき、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の排出抑制やグリーン購入等について積極的な取り組みを行うこと。</p>

4 応募方法等

(1) 応募方法

「総社市民間保育所設置運営事業者公募申込書」及び、次に掲げる書類に必要事項を記入し、総社市教育委員会こども夢づくり課へ持参してください。

- ① 総社市民間保育所設置運営事業者公募申込書 様式1
- ② 法人等概要書 様式2
- ③ 誓約書 様式3
- ④ 施設整備計画書 様式4
- ⑤ 資金計画書 様式5
- ⑥ 提案内容に係る記述 様式6-1, 6-2
- ⑦ 施設建設予定地の位置図、現況写真
- ⑧ 施設の平面図（寸法、各室の用途・面積がわかるもの）
- ⑨ 施設の配置図（建物、屋外遊戯場、送迎用駐車場の位置が分かる図面）
- ⑩ 建設する用地が事業者の所有地若しくは取得見込み、又は借地であることを証する書類（登記簿謄本等）
- ⑪ 法人登記簿謄本（法人の場合）
- ⑫ 法人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外にあっては会則等）
- ⑬ 事業者の役員名簿

- ⑭ 事業者の代表者，施設長予定者及び主任保育士予定者の履歴書
- ⑮ 事業者の決算書類（収支計算書・貸借対照表・財産目録等：平成24～26年度分）
※ 既設の社会福祉法人以外の場合は，普通預金，当座預金を確認できる書類も添付
- ⑯ 事業者の予算書類（平成28年度分）
- ⑰ 国税及び都道府県税，市町村税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
- ⑱ 消防計画書，防災計画書
- ⑲ 各種マニュアル（感染症，アレルギー対応，苦情対応）
- ⑳ その他，教育委員会が提出を求めた書類

(2) 募集期間等

- ① 受付期間 平成28年3月4日(金)8時30分から
平成28年4月15日(金)17時15分まで（土・日・祝日を除く開庁日）
- ② 受付場所 総社市教育委員会こども夢づくり課
（総社市中央一丁目1番1号 電話：0866-92-8265）
- ③ 提出方法 上記受付場所まで，予め電話連絡によりご予約の上，直接ご持参ください。
* 受付期間を過ぎたものは受理しません。
* 提出された書類等は返却しません。
* 応募のために申込者が負担した一切の費用については応募者負担とします。
* 必要に応じて別途資料を請求する場合があります。
- ④ 提出書類 別紙1 提出書類一覧のとおり
- ⑤ 提出部数 正本1部，副本9部（資料はA4サイズで綴込，資料番号をインデックスで標示）

(3) 募集要項の配布

- ① 配布期間 平成28年3月4日(金)8時30分から
平成28年4月15日(金)17時15分まで（土・日・祝日及を除く開庁日）
- ② 配布場所 総社市教育委員会こども夢づくり課
募集要項は，総社市ホームページからもダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.city.soja.okayama.jp/>

(4) 応募者説明会

- ① 開催日時 平成28年3月11日(金)13時30分から
- ② 開催場所 総社市保健センター1階 運動指導室（総社市中央一丁目1番1号）
- ③ 参加人数 1事業者あたり3名以内
※ 応募に関する留意事項等についてご説明しますので，参加希望者は事前にご連絡ください。

(5) 質問の受付

- ① 受付期間 平成28年3月7日（月）13時から
平成28年3月16日（水）17時15分まで（土・日・祝日を除く開庁日）
- ② 提出方法 別紙2 質問書に記入のうえ持参するか，FAX 又はE-mail にて総社市教育委員会こども夢づくり課あて提出。
FAX：0866-92-8397 E-mail：ed-kodomo@city.soja.okayama.jp
- ③ 回答方法 期間内に寄せられた質問については，一括してE-mail 又はFAX にて，応募者説明会参加者に回答するとともに，総社市ホームページに掲載します。

5 提案内容の記載方法

<様式6-1>

(1) 応募動機及び保育所運営の考えについて

- ① 応募された動機を記載してください。
- ② 保育所の使命・役割や保育所運営について事業者の考えを記載してください。

(2) 保育内容について

実施したい保育内容に関し、①から③について具体的に記載してください。

- ① 保育目標, ねらい, 保育内容
- ② 就学前教育への考え方
- ③ 障がいのある子どもの支援体制
- ④ 当該要項の運営条件記載の乳児保育及び延長保育以外で, 教育委員会の補助金の有無を問わず実施したい保育サービス (ある場合のみ)

<様式6-2>

(3) 家庭及び保護者との信頼関係の構築について

保育所においては, 子どもの生活状況, 健康状態, 事故発生や苦情等に対応するため, 家庭との密接な連絡が取れる体制を整えておくとともに, 保護者の不安解消のための支援を行うことが必要です。家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組みについて, 具体的に記載してください。

(4) 関係機関との連携及び地域との交流・連携について

子どもがその地域で生活するという視点で, 日常から, 地域の公・私立保育所や幼稚園, 小学校や関係機関などと密接な連携を取るよう努めることが大切です。このような関係諸機関との連携及び地域との交流・連携について, どのように取り組むか具体的に記載してください。

(5) 事故防止・安全対策について

子どもは, その発達上の特性から事故の発生割合が高く, 事故に伴う障がいは子どもの心身に多くの影響を及ぼします。園内外での事故防止対策はもとより, 災害時等に備えての体制づくりや避難訓練, 交通安全のための指導などにどのように取り組むのか, 具体的に記載してください。

(6) 職員の研修について

保育所では, 施設長をはじめ職員全員が研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境づくりに心がけ, 職員の資質の向上を図る必要があります。職員の配置状況や全体的業務などに留意して, 体系的, 計画的に研修を実施, 参加するための取り組みを具体的に記載してください。

(7) 職員配置について

充実した保育の実施には, ゆとりを持った保育士数の確保, 経験豊富な保育士の配置, 栄養士, 事務員, 調理員など専門職員の配置が大切です。保育所を運営するに当たって, どのような職員配置を考えているか①, ②について具体的に記載してください。

- ① 年齢児ごとの定員, 最低基準上の保育士数を示したうえで, 配置する保育士数やその他の専門職員の確保, 配置など運営体制
- ② ①で保育士や職員を配置した理由

(8) 保育所建設位置の選定理由について

保育所の立地条件は, 利用する子どもや保護者にとって大切なことです。今後の生活圏域や交通事情等の利便性などについて記載してください。

6 選考及び決定

- (1) 選考は、プロポーザル方式により行います。ご提出いただいた書類や面接での提案内容について、教育委員会が設置する「総社市民間保育所設置運営事業者選定委員会」において審査及び採点した後、最終的に市長が決定します。
- (2) 選考方法は、提案内容等による書類審査を行った後、面接審査として、代表者、施設長予定者及び主任保育士予定者等のヒアリングを行います。
面接審査の順番は、受付期間内に提出のあった事業者順に行います。面接審査日程は後日通知しますが、事業計画等について15分程度のプレゼンテーションを行っていただいた後、選定委員から20分程度、運営理念、管理体制・保育内容・保護者との関わり方等のお考えについて質問させていただき形式で進めさせていただきます。
- (3) 選定結果については、事業者宛てに通知するとともに市ホームページでも公表します。
- (4) 審査の必要上、整備予定地や現在運営されている施設の状況等について、現地確認や視察を行うことがあります。

7 その他留意事項

- (1) 本事業が国の補助事業の対象とならなかった時や、本市の事業予算（平成28年度分）が確保できない時には、補助事業の対象とはなりませんので、この点をご了承の上、ご提出ください。
- (2) 提出された書類等は情報公開の対象となり、請求により開示する場合がありますのでご承知ください。
- (3) 社会福祉法人以外の事業者（社会福祉法人の認可予定者も含む。）は、本要項3応募資格及び条件の応募者資格 2, 11, 12に関し、総社市福祉課への事前確認を必ず行ってください。
- (4) 本件審査に係る「総社市民間保育所設置運営事業者選定委員会」の委員への接触は、直接又は間接を問わず禁止します。
- (5) 応募者及びその関係者、コンサルタント等から担当者等に対して自らの応募書類・計画内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、審査の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。また、各整備計画の応募者以外の者からの当該計画の問い合わせには応じません。
- (6) 本件は施設整備及び運営予定者を決定するものであり、市の補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合でも、補助金の交付は予算に係る議決を持って正式決定となるため、当該補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付には別途手続きが必要ですので教育委員会の指導に従ってください。
- (7) 事業予定者として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、教育委員会と協議のうえ、認める場合があります。
- (8) 決定事業者において、本募集要項に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。またこの場合、事業者が既に要した費用の弁済を教育委員会へ求めることはできないものとします。
- (9) 決定事業者は、自己の責任において、地域住民や関係機関との交流、連携、調整を十分に行ってください。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがあります。
- (10) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育所運営に当たっては、関係法令を遵守し、教育委員会及び県所管部署の指導に従ってください。事業者決定後であっても、法令の規制等により事業計画の実現が見込まれないなど設置、運営が困難と教育委員会

が判断した場合には事業予定者としての決定を取り消すことがあります。

- (11) 事業者決定後の保育所の設立認可に係る県知事への事前協議は、原則として教育委員会こども夢づくり課において行いますが、施設整備・認可等に係る諸手続きは、決定事業者で行っていただきます。

8 全体スケジュール（予定）

- ① 応募者説明会 平成28年3月11日(金)13時30分から
- ② 募集要項の配布 平成28年3月4日(金)8時30分から
平成28年4月15日(金)17時15分まで
- ③ 質問の受付 平成28年3月7日(月)13時から
平成28年3月16日(水)17時15分まで
- ④ 応募書類の受付 平成28年3月4日(金)8時30分から
平成28年4月15日(金)17時15分まで ※ 必着
※応募書類不備の場合、受付いたしません。
- ⑤ 書類審査・面接審査 平成28年4月25日(月) 予定
※ 面接審査の日時等詳細については後日連絡します。
※ 審査の必要上、整備予定地や現在運営されている施設の状況等について、現地確認や視察を行うことがあります。
- ⑥ 決定 平成28年5月中旬
- ⑦ 保育所の開設時期 平成29年4月1日から平成30年4月1日まで

【お問合せ先】

〒719-1192

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市教育委員会こども夢づくり課

TEL : 0866-92-8265 FAX : 0866-92-8397

E-mail : ed-kodomo@city.soja.okayama.jp

平成 年 月 日

総社市教育委員会 へ

申請者
住 所
氏 名

印

総社市民間保育所設置運営事業者公募申込書

総社市民間保育所の設置及び運営をしたいので、総社市民間保育所設置運営事業者募集要項に基づき、下記のとおり応募します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 事業者の種類
- 3 事業者の代表者名
- 4 事業者の所在地
- 5 提出書類 別添のとおり

法人等概要書

(作成年月日 平成 年 月 日)

団 体 名			
代表者氏名		電話番号	
所在地	事務所		FAX 番号
	事業所		法人登記 の有無
設立年月日		職 員 数	
経 営 理 念 及 び 方 針			
組 織 図			
主たる事業の実績			
売 上 高 等			

(注)

- ① 記入欄が不足する場合は、適宜別紙等を作成のこと。
- ② 該当のない場合は、「該当なし」と記入のこと。

誓約書

平成 年 月 日

総社市教育委員会 様

申請者 団体の所在地
団体の名称
代表者氏名



このたび総社市民間保育所設置運営事業者公募の申請にあたり、下記のいずれにも該当しないものであることを誓約いたします。

記

- 1 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号の規定に該当する者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人
- 3 法人の代表者等（役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加しているもの）が暴力団の構成員等である法人
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人
- 5 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人
- 6 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立てをしている法人及びその開始決定がされている法人（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- 7 総社市から指名停止措置を受けている法人
- 8 国税、都道府県民税、市町村税を滞納している法人

【児童福祉法 第35条第5項第4号】

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

施設整備計画書

1 概要

項目	内 容			
1	整備・運営事業者			
2	開所予定年月日 平成 年 月 日			
3	利用定員	人		
	認可定員	人		
3	(内訳)	0歳児 人 , 1歳児 人 , 2歳児 人		
		3歳児 人 , 4歳児 人 , 5歳児 人		
4	建物の構造及び規模			
	①	構 造	造	
	②	耐火, 準耐火等		
	③	階 数	階建	
	④	延 床 面 積	m ²	
5	園庭の造作及び規模			
	①	園 庭 面 積	m ²	
	②	主 な 造 作 物		
6	駐車場の規模			
	①	職員用 台分	② 保護者・来客用 台分	
7	整備費用（用地，建物に関する費用全て）			
	①	整備額	円	
	②	(内訳)	自己資金	円
			借入金	円
			その他	円

2 建設予定地の状況

建設予定地地番	地 目	面 積	所有形態（所有者）	土地規制の状況 (例：農振地域)
敷地面積計		m ²		

資 金 計 画 書

※ 保育所建設に係る収支見込額を記入。

1 収入

区 分		金 額 (円)	備 考
事業者自己資金	事業者所有資金		
	金融機関等借入金 (借入機関)		
	そ の 他		
計			

2 支出

区 分		金 額 (円)	備 考
本体工事費	用地取得費		
	建物本体工事費		
	園庭等整備費		
	そ の 他		
	小 計		
合 計			

※ 項目ごとの金額の根拠となる積算資料を添付すること。

提案内容に係る記述

項 目		提案内容			
(1) 応募動機及び保育所運営の考えについて	① 応募された動機				
	② 保育所の使命や役割, 保育所運営への考え				
(2) 保育内容について	① 保育目標, ねらい, 保育内容	保育所全体の方針, 目標			
		年齢児ごと目標・ねらい等	年齢	目標・ねらい	保育内容
			0歳児		
			1歳児		
			2歳児		
			3歳児		
			4歳児		
	5歳児				
	食育に係る方針, 目標				
	② 就学前教育への考え				
	③ 障がいのある子どもの支援体制				
	④ 当該要項の運営条件記載の乳児保育及び延長保育以外で, 教育委員会の補助金の有無を問わず実施したい保育サービス				

様式 6 - 2

提案内容に係る記述

項 目	提案内容
(3) 家庭及び保護者との信頼関係の構築について	
(4) 関係機関との連携及び地域との交流・連携について	
(5) 事故防止・安全対策について	
(6) 職員の研修について	
(7) 職員配置について	<p>① 年齢児ごとの定員, 最低基準上の保育士数を示したうえで配置する保育士数やその他専門職員の確保, 配置など運営体制</p>
	<p>② ①で保育士や職員を配置した理由</p>
(8) 保育所建設位置の選定理由	

提出書類一覧

事業者	名称	
	代表者名	
担当者	氏名	
	T E L	
	F A X	

資料番号	提出書類	提出
1	総社市民間保育所設置運営事業者公募申込書 様式 1	
2	法人等概要書 様式 2	
3	誓約書 様式 3	
4	施設整備計画書 様式 4	
5	資金計画書 様式 5	
6	提案内容に係る記述 様式 6-1, 6-2	
7	施設建設予定地の位置図, 現況写真	
8	施設の平面図 (寸法, 各室の用途・面積がわかるもの)	
9	施設の配置図 (建物, 屋外遊戯場, 送迎用駐車場の位置が分かる図面)	
10	建設する用地が事業者の所有地若しくは取得見込み, 又は借地であることを証する書類 (登記簿謄本等)	
11	法人登記簿謄本 (法人の場合)	
12	法人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 (法人以外にあっては会則等)	
13	事業者の役員名簿	
14	事業者の代表者, 施設長予定者及び主任保育士予定者の履歴書	
15	事業者の決算書類 (収支計算書・貸借対照表・財産目録等: 平成 24~26 年度分) ※ 既設の社会福祉法人以外は, 普通・当座預金を確認できる書類も添付	
16	事業者の予算書類 (平成 28 年度分)	
17	国税及び都道府県税, 市町村税の納税証明書 (公募の開始以降に交付されたもの) 又は納税義務がない旨の理由を記した申立書	
18	消防計画書, 防災計画書	
19	各種マニュアル (感染症, アレルギー対応, 苦情対応)	
20	その他, 教育委員会が提出を求めた書類	

<注意事項>

※ 申請書印は, 印鑑登録印を押印してください。

※ 正本 1 部, 副本 9 部提出。(資料は A 4 サイズで綴込, 資料番号をインデックスで標示)

※ 当該提出書類一覧は, 事業者及び事務担当者欄を記入し, 提出欄に○を付し, 閉じ込んだ資料の先頭に添付してください。

※ 必要に応じて追加資料を請求する場合があります。

民間保育所設立公募に係る質問書

総社市教育委員会こども夢づくり課 へて

平成 年 月 日

<p>事業者名</p>			
<p>質問者</p>	<p>役職・氏名</p>		<p>所属</p>
	<p>連絡先</p>	<p>※電話, F A X, Eメールアドレス等を記載</p>	
<p>質問事項</p>			

参考 1

保育所運営に係る関係法令等一覧

- 1 全般
 - ・子ども・子育て支援法（平成24年8月22日）
 - ・児童福祉法（昭和22年12月12日）
- 2 確認・認可に関する法令等
 - ・特定教育・保育施設及び特例地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）
 - ・子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項（平成26年9月10日府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号）
 - ・保育所の設置認可等について（平成12年3月30日雇児発第295号）
- 3 運営に関する法令等
 - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
 - ・児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号）
 - ・総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月19日条例第28号）
 - ・総社市延長保育事業の実施及び促進に関する要綱（平成17年3月22日告示第31号）
- 4 保育について
 - ・保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）
 - ・児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号）
 - ・「保育所における食事の提供ガイドライン」について（平成24年3月30日雇児保発0331第1号）
 - ・「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について（平成24年11月30日雇児保発1130第3号）
 - ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について（平成23年3月17日雇児保発0317第1号）
- 5 給付費に関する法令等
 - ・特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）
 - ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号）
- 6 施設建設に関する法令等
 - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
 - ・保育所等整備交付金の交付について（平成27年7月24日厚生労働省発雇児0724第6号）
 - ・総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱（平成17年3月22日告示第11号）
 - ・総社市私立保育所整備資金に対する利子補給金交付要綱（平成17年3月22日告示第12号）